****

**南会津町第５期障がい福祉計画**

**第１期障がい児福祉計画**

**南会津町**

**－　目　次　－**

**第１章　障がい福祉計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１**

１．障がい福祉計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

　（1）障がい福祉計画とは

　（2）計画の対象者

　（3）障がい福祉計画の成果目標に関する事項

２．障がい福祉サービスの種類ごとの目標値と推進方策・・・・・・・・・・・・・・4

　（1）訪問系サービス

　（2）日中活動系サービス（介護給付）

（3）日中活動系サービス（訓練等給付）

　（4）居住系サービス（訓練等給付）

　（5）居住系サービス（介護給付）

　（6）相談支援

３．地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

　（1）コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

（2）移動支援事業

　（3）日常生活用具給付事業

　（4）地域活動支援センター機能強化事業

　（5）訪問入浴サービス事業

　（6）日中一時支援事業

　（7）芸術・文化講座開催等事業

　（8）成年後見制度利用支援事業

　（9）相談支援事業（一般相談支援事業）

**第2章　障がい児福祉計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16**

１．障がい児福祉計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

　（1）障がい児福祉計画とは

　（2）障がい児福祉計画の成果目標に関する事項

２．障がい児支援の目標値と推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

　（1）障がい児支援

　（2）障がい児相談支援

**第3章　計画の共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19**

１．計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

（1）アンケートから見えた意見・課題等

（2）障がい者支援事例

**第１章　障がい福祉計画**

**１．障がい福祉計画について**

**（１）障がい福祉計画とは**

**障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第８８条の規定に基づき、市町村が、国の基本指針に即して、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標やサービス見込量等を定める計画です。**

　本町の障がい者施策の総合的かつ計画的推進を図るために、本町の障がい者計画を実施計画と位置づけ、障がい福祉計画を実際の生活支援に関する事業計画とし、本町の最上位計画である「第2次南会津町総合振興計画(平成23年度～平成32年度)のもと障がい者福祉の向上を図っていきます。

第2次南会津町総合振興計画

(平成23年度～32年度)

障害者基本法

(障がい者福祉全般・施策の体系)

南会津町障がい者計画

(平成30年度～34年度)

障害者総合支援法

(障害福祉サービスの見込量等)

南会津町障がい福祉計画

第4期　　　　　　　　**第5期・第１期**

(平成27年度～29年度)　　　**(平成30年度～32年度)**

**（２） 計画の対象者**

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項 に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法 にいう知的障害者を除く。（以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。

また「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

**（３）障がい福祉計画の成果目標に関する事項（平成32年度までの目標）**

第5期障がい福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

1. **施設入所者の地域生活への移行**

平成32年度までに、平成28年度末時点の施設入所者数の9％以上を地域生活へ移行。

本町の平成28年度末時点の施設入所者数は32名のため、2.88人(≒3名)を移行目標数とします。

また、平成28年度末時点の施設入所者数の2％以上(本町の場合0.66人≒1人)削減を目標とします。(目標値は施設入所支援の項目に記載）

|  |
| --- |
| 第5期計画見込量 |
| 地域生活移行者数(人) | H30 | H31 | H32 |
| 0 | 0 | 3 |

1. **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

・保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

　平成32年度末までに各圏域・市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を1つ以上設置することを基本としています。南会津町では、南会津町地域自立支援協議会が設置されているため、自立支援協議会を活用し検討を行います。

入院後3ヶ月時点の退院率：69％以上

入院後6ヶ月時点の退院率：84％以上

入院後1年時点の退院率：90％以上

1年以上の長期入院者数：平成26年度末時点推計値　15人から4人以上削減

|  |
| --- |
|  第5期計画見込量 |
| 長期在院者数(人) | H30 | H31 | H32 |
| 15 | 13 | 11 |

1. **地域生活支援拠点等の整備**

障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に1つ整備することが目標となっています。しかし、町単独での整備については、社会資源や人的資源が乏しく十分ではない状況が予想されるため、町単独での拠点整備を検討しながらも、南会津圏域として拠点を整備する方向性で検討を進めます。

この拠点については、地域生活支援拠点として、居住支援機能(GH、障害者支援施設)と地域支援機能(コーディネーター、短期入所、24時間の相談・支援体制)の一体的な整備により、在宅医療等との連携も図ることが可能な多機能型拠点を推進するものです。また、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」も考えられます。

地域生活支援拠点の整備を進めるにあたり、相談支援体制の必要になってきます。そのため基幹相談センターの設置も圏域及び町単独の両面から検討していきます。

1. **福祉施設から一般就労への移行**

・福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

　平成28年度の一般就労への移行実績を基準に、平成32年度末までに1.5倍以上の移行者数を目標として定めることとなっていますが、本町の平成28年度実績は0人のため、1人を目標値として設定します。

|  |
| --- |
| 第5期計画目標量 |
|  | H30 | H31 | H32 |
| 移行者増減数（人） | 　　　　0 | 　　　　0 | 　　　　1 |

・就労移行支援事業の利用者の増加

　就労移行支援事業の利用者について、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

本町の平成28年度末時点の利用者は3名のため、0.6名(≒1名)増加を目標（移行者数4名）とします。現在、養護学校等を卒業後、福祉型就労を希望するケースが多くみられ、就労移行支援利用者が増加しています。目標達成を目指しながらも、本人や家族の意向を考慮した支援に努めます。

|  |
| --- |
| 第5期計画目標量 |
|  | H27 | H28 | H29 |
| 利用者増減数（人） | 　　　　0 | 　　　　0 | 　　　　1 |

・就労移行支援事業所の就労移行率の増加

　就労移行率が30％以上である就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割以上とすることが目標となっています。

　本町には、事業所自体が無く目標値を設定することはありませんが、各地域の事業所を利用する方が一般就労へ結びつくよう関係機関と連携を図るほか、状況に応じて事業所開所について検討を行っていきます。

・就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上（新規）

　就労定着支援事業に関しては平成30年度からの新規事業になります。支援内容は、就労移行支援を利用し一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う生活面の課題が生じている者に対し、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間行うものになります。本町でも事業の利用があった場合は定着率が80%となるよう努めますが、利用者の実情や状況に合わせ適切な対応を心掛けます。

**２．障がい福祉サービスの目標値と推進方策**

1. **訪問系サービス**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **①居宅介護** | **入浴・排泄・食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス** |
| **②行動援護** | **行動上に著しい困難のある方が、行動の際に生じうる危機回避のための援護や外出時の移動支援。** |
| **③重度訪問介護** | **重度の肢体不自由者を対象とした、居宅における介護から移動支援までを行う総合的なサービス。** |
| **④重度障がい者等****包括支援** | **常に介護を必要とする方を対象とした、居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的な支援。** |
| **⑤同行援護** | **視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対する必要な情報の提供、外出支援。** |

**≪実績及び見込量≫**

（単位：日、人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第4期計画実績 | 第5期計画見込寮 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| サービス利用日数 | 1,490 | 1,382 |  | 1,411 | 1,530 | 1,634 |
| 利用者数 | 18 | 18 |  | 17 | 18 | 19 |
| １人当たり1月の利用日数 | 6.9 | 6.4 |  | 6.9 | 7.1 | 7.2 |

○国においては、障がいの重度化・重複化、高齢化に対応するため、地域での居住支援やサ

ービス提供体制の在り方、専門的ケア方法の確立及び強度行動障害のある人等への適切な

支援の在り方等についての検討が行われています。訪問系のサービスについては利用の9割

以上が居宅介護サービスの利用となっていますが、行動援護を利用する方も数名出てきてい

ます。国の障がい者支援の方向性が地域移行へ向き始めていることから、訪問系サービスの利用は増加すると予想されます。

**（２）日中活動系サービス（介護給付）**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **①生活介護** | **常時介護を必要とする方を対象とした主に昼間において提供されるサービス。入浴、排泄及び食事等の介護や創作活動及び生産活動の提供、身体機能又は生活能力向上のための援助。** |
| **②療養介護** | **医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護並びに日常生活の支援を行います。** |
| **③短期入所****（ショートステイ）** | **自宅で介護する方が病気などの場合に、短期間、夜間も含め、施設において入浴、排泄、食事の介助を行います。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：日、人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 生活介護 | 利用日数 | 10,507 | 9,152 |  | 　　11,040 | 11,280 | 11,520 |
| 利用者数 | 42 | 44 |  | 46 | 47 | 48 |

○生活介護の利用者は、町内でグループホーム事業所が増えたことに伴い年々増加しており、今後

も増加することが見込まれます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：日、人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 療養介護 | 利用日数 | 729 | 668 |  | 730 | 730 | 730 |
| 利用者数 | 2 | 2 |  | 2 | 2 | 2 |

〇療養介護の利用者は平成30年3月時点で2名おり、今後も利用が見込まれます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：日、人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 短期入所 | 利用日数 | 227 | 282 |  | 384 | 384 | 384 |
| 利用者数 | 5 | 6 |  | 8 | 8 | 8 |

〇短期入所の利用者は、現在5～6名で推移しています。見込としては8名と計画しますが、利用者

の実情や状況に合わせたサービスの提供に努めます。

**（３）日中活動系サービス（訓練等給付）**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **①自立訓練****（機能訓練）** | **常時介護を必要とする方を対象とした主に昼間において提供されるサービス。入浴、排泄及び食事等の介護や創作活動及び生産活動の提供、身体機能又は生活能力向上のための援助。** |
| **②自立訓練****（生活訓練）** | **医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護並びに日常生活の支援を行います。** |
| **③就労移行支援** | **一般企業等への就労を希望する方に対し、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。** |
| **④就労継続支援A型** | **雇用契約に基づく就労の機会を提供することにより、就労に必要な知識・技能の向上や一般企業等への就労移行に向けた支援を目的とした、必要な訓練を行います。** |
| **⑤就労継続支援B型** | **一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。** |
| **⑥就労定着支援****（新規）** | **就労移行支援の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で環境変化により生活面の課題が生じている方に、課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を実施。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：日、人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 自立訓練 （機能訓練） | 利用日数 | 0 | 0 |  | 0 | 0 | 0 |
| 利用者数 | 0 | 0 |  |  0 |  0 | 0 |

○現在利用者及び提供事業所はありませんが、今後利用者が出てきた場合には、併せて計画も変更

していきます。近隣では西郷村の福島県ひばり寮が提供しています。

（単位：日、人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 自立訓練 （生活訓練） | 利用日数 | 289 | 145 |  | 120 | 120 | 120 |
| 利用者数 | 2 | 1 |  |  1 |  1 | 1 |

〇現在、生活訓練の利用者が1名となっています。平成25年度から平成27年度までは、町内のあ

たご作業所でサービスの提供をしていましたが、平成28年度以降サービスを休止してからは利

用者数、利用日数共に減少しました。町内にサービスを提供している事業所がないことから今後

も新規利用はないものと見込んでいます。

（単位：日、人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 就労移行支援 | 利用日数 | 211 | 43 |  | 240 | 240 | 240 |
| 利用者数 | 1 | 3 |  |  4 |  4 | 4 |

〇福祉型就労を目指す方、一般就労を希望する方の選択肢として利用が見込まれます。平成29年

度は支援学校を卒業後、就労支援B型の利用を希望している方のアセスメント取得のための利用が

あり今後も同様の利用があると見込まれます。

（単位：日、人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 就労継続支援（Ａ型） | 利用日数 | 12 | 307 |  | 480 | 480 | 480 |
| 利用者数 | 2 | 2 |  |  2 |  2 | 2 |

〇現在、町内及び圏域内に提供事業所がないため、会津若松市の事業所を利用することになります。

圏域内での事業所開設についても、関係機関と設置に向けた検討を進めていきます。

（単位：日、人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 利用日数 | 8,561 | 8,379 |  | 12,480 | 12,960 | 13,440 |
| 利用者数 | 45 | 48 |  |  52 |  54 | 56 |

〇就労継続支援Ｂ型のサービスについては、年々利用者が増加している需要の高いサービスとなって

います。また、平成29年度から共同作業所たんぽぽが開所し、南会津町内にサービスを提供してい

る事業所は3事業所となっています。事業所数の増加により、利用者の選択の幅が広がり、次年度

以降も利用者が増加すると見込まれます。

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 就労定着支援 | 利用者数 |  |  |  | 　　0 | 　　0 | 　　0 |

〇平成30年度からの新規事業になります。平成30年2月現在、近隣事業所においてサービス提供を開始予定の事業所がなく、見通しが不透明なことから、利用見込みを1名としますが、今後、利用が見込まれれば計画値を変更していきます。

**（４）居住系サービス（訓練等給付）**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **①自立生活援助****（新規）** | **障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う観点から、適時、適切な支援を行います。** |
| **②共同生活援助****（グループホーム）** | **夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うほか、必要な方に対しては、入浴、排泄、食事等の介護を行います。なお、平成26年4月より制度改正に伴い、ケアホームがグループホームに一元化されました。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 自立生活援助 | 利用者数 |  |  |  | 　　0 | 　　0 | 　0 |

〇平成30年度からの新規事業になります。平成30年2月現在、近隣事業所においてサービス提供を開始予定の事業所がなく、見通しが不透明なことから、利用見込みを0名としますが、今後利用が見込まれれば計画値を変更していきます。

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 共同生活援助 | 利用者数 | 27 | 33 |  | 　　34 | 　　36 | 　38 |

○就労継続支援Ｂ型と並び非常にニーズの多いサービスです。現在、町内には４つのグループホームがありますが、今後も利用者の増加が見込まれ、町内での開所についても日中活動サービスの充実と併せた検討課題となっています。

**（５）居住系サービス（介護給付）**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **①施設入所支援** | **施設入所者に対して夜間や休日に入浴、排泄、食事等の介護を行います。訪問系サービスや日中活動系サービス等在宅を中心としたサービスの充実が進み地域移行が推進される一方で、本サービスについても、様々な事情により依然高いニーズがあります。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 施設入所支援 | 利用者数 | 34 | 32 |  | 32 | 32 | 31 |
| 削減者数 | 0 | 0 |  |  0 |  0 | 1 |

○施設入所支援の利用実績は、国の成果目標として、Ｈ28年度末利用者数からの2％削減が掲げ

られています。そのため、1人減として計画値を定めましたが、障がい者それぞれの事情・状況

の把握に努め、適切な支給を行っていきます

**（６）相談支援**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **①計画相談支援** | **障がい福祉サービスの利用に係る相談や調整、サービス等利用計画の作成****等を行うとともに、定期的にモニタリングを行います。** |
| **②地域移行支援** | **障がい者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者の方を対象に、地域で生活するにあたり、住居の確保や地域生活を送る上での相談、事業所等への同行支援等を行います。** |
| **③地域定着支援** | **居宅において単身で生活している障がい者や家庭の状況等により同居している家族からの支援が受けられない障がい者に対し、24時間の相談支援や緊急訪問、緊急対応等を行うものです。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 計画相談支援 | 利用者数 | 121 | 111 |  | 　170 | 175　 | 180 |

○障害福祉サービスを利用する障がい児者は、必ずサービス利用計画を作成することになってい

ます。継続利用者はもとより、新規サービス利用者についても適切に導入を進めていきます。

障がい福祉サービスの新規利用者も年々増加しているため、計画相談支援件数も増加が見込まれ

ます。しかし、計画作成が追い付いていない状況があるため、セルフプランでの対応も検討します。

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 地域移行支援 | 利用者数 | 0 | 0 | 0 | 　　1 | 1 |  1 |

○第４期計画において利用者は鬼ませんでしたが、障がい者の支援の方向性が地域移行へと向いて

いることも踏まえ、第５期計画では、各年度１名と見込みました。また、圏域内の相談支援員が

不足しており、人的資源が不足する中、どのような対応が可能かどうかの検討も必要です。

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 地域定着支援 | 利用者数 | 0 | 0 |  | 　　0 | 0 |  0 |

○今年度までの利用者はおりませんが、対象となる方の利用が見込まれれば計画も変更して

いきます。

**３．地域生活支援事業**

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用

者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。

【**※**がついている事業は必須事業】

**（1）コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **コミュニケーション****支援事業****（意思疎通支援）** | **意思疎通を図ることが困難な障がい者に対して手話通訳者等を派遣して、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 意思疎通支援事業 | 利用者数 | 4 | 1 |  | 　　1 | 1 |  1 |

○現在4名の利用登録者がおり、「手話サークルあさがお会」の協力を得て実施しています。

　今後もニーズに応じた派遣に努めていきます。

**（２）移動支援事業　※**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **移動支援事業** | **屋外での移動が困難な障がい者等について、ヘルパーを派遣し外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加が出来るようサポートします。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：人、時間）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 移動支援事業 | 利用者数 | 7 | 7 |  | 4 | 4 | 4 |
| 利用時間 | 217 | 126 |  |  100 | 100 | 100 |

○町内外で利用しています。主に視覚障がい等の身体障がい者の方が利用されています。支援時間

や利用人数が減少していますが、ニーズに応じたサービスの提供が出来ていることから、今後も引

き続き利用者の実情に合わせ、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

**（３）日常生活用具給付事業　※**

重度の障がい者及び障がい児に対し、生活の自立を促進するための用具を給付します。

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **①介護・訓練用具** | **特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、訓練いす(児のみ)など** |
| **②自立生活****支援用具** | **入浴補助用具、頭部保護帽、電磁調理器(視覚障がい者等用)、便器、歩行支援用具など** |
| **③在宅療養等****支援用具** | **ネブライザー(吸引器)、電気式たん吸引器、盲人用体温計など** |
| **④情報・意思疎通****支援用具** | **点字ディスプレイ、視覚障がい者用拡大読書器、人口咽頭など** |
| **⑤排泄管理****支援用具** | **ストーマ装具(蓄便・蓄尿)、紙おむつなど** |
| **⑥居宅生活****動作補助** | **住宅改修（手摺り設置、段差解消）** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：件）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 介護・訓練 | 　　　 2 | 3 |  | 　　　 3 | 3 | 3 |
| 自立生活 | 1 | 1 |  | 　　　 2 | 2 | 2 |
| 在宅療養等 | 4 | 7 |  | 　　　 6 | 　　　 6 | 6 |
| 情報・意思疎通 | 1 | 3 |  | 　　　 4 | 　　　 4 | 　　　 4 |
| 排泄管理 | 255 | 265 |  | 280 | 280 | 280 |
| 居宅生活動作補助 | 　　　 1 | 　　　 0 |  | 2 | 2 | 2 |

○利用の多くはストーマ等の排泄管理用品となっています。ストーマ用具については、利用

者の負担を減らすために、6ヶ月に1度の申請としています。

**（４）地域活動支援センター事業　※**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **地域生活支援センター事業** | **障がい児者に対して日中活動の場を提供し、創作活動や生産活動の機会、社会との交流促進を図ります。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 地域生活支援センター機能強化事業 | 利用者数 | 4 | 4 |  | 　　　5 | 　　　6 |  7 |

○現在、町ではセンター機能を有していないため、利用者は会津若松市、只見町の町外センターを

利用しています。また、町内のセンター設置に関しては、現在の町の状況では、センターの設置

は厳しく見込めない状況です。

**（５）訪問入浴サービス事業**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **訪問入浴サービス事業** | **身体障がい者の自宅を訪問し、訪問入浴車にて入浴サービスを実施することで、身体の清潔保持や心身機能の維持を支援します。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 訪問入浴サービス事業 | 利用者数 | 3 | 3 |  | 　　4 | 4 |  4 |

○現在5名の方が、利用しています。３０年度からは２名の方が利用を中断するため、計画値を

4名とします。今後も引き続きサービスの提供に努めていきます。

**（６）日中一時支援事業**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **日中一時支援事業** | **障がい児者の保護者又は家族の疾病や冠婚葬祭等の一時的なニーズに対応するため、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練等を行います。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 日中一時支援事業 | 利用者数 | 0 | 0 |  | 　　0 | 2 |  2 |

○現在、サービス提供が可能な事業所は町内にありません。そのため、短期入所による対応が主

となっていますが、児童の受け入れを行える体制がひかり園を除き圏域内にはないことから対応

が必要となっており、関係機関と協議・調整を図っていきます。

**（７）芸術・文化講座開催等事業**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **芸術・文化講座開催等事業** | **町内各地域の文化祭に合わせて障がい児者の作品を展示・披露します。****障がい児者そのものに対する理解や「障がい者文化・感性」に対する認識を深めてもらい、地域における障がい児者への理解促進や豊かな生活に寄与することを目的とします。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 芸術・文化講座開催等事業 | 出展数 | 5 | 11 |  | 　　15 | 20 |  25 |

○障がい者の作品を町の文化祭に出展し、理解促進につなげるための活動を行っています。今後も

周知・広報を行い、障がい者が社会活動に参加できる機会を提供します。

**（８）成年後見制度利用支援事業**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **成年後見制度利用促進事業** | **知的障がいや精神障がいにより自身の権利が脅かされることの無いよう、権利擁護を図ります。町長申立て(親族に審判請求をする者がいない場合)、費用の一部負担(一部対象者)により支援を行います。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 成年後見制度利用促進事業 | 利用者数 | 0 | 2 |  | 　　2 | 5 |  8 |

○平成３０年度から南会津町社会福祉協議会へ「南会津町成年後見センター」業務を委託し運営が

開始することに伴い、対象者や利用者が増加するものと考えられます。

**（９）相談支援事業（一般相談支援事業）※**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **障がい者相談支援事業** | **障がい児者等からの相談に応じ、関係機関との連携により必要な情報提供を行うことや、権利擁護のために必要な援助を行い、障がい児者が自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう支援します。** |

≪**実績及び見込量**≫

（単位：件）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 障がい者相談支援事業 | 相談件数 | 0 | 2 |  | 　　2 | 5 |  8 |

○現在、「みなみあいづ障がい者相談センター」、「NPO法人あたご」の２事業所に事業を委託し、

分散化を図っていますが、相談内容の多様化や相談件数の増加により、今後の支援体制が課題と

なっています。基幹相談センターの設置も検討し、解決を図ります。

**第２章　障がい児福祉計画**

**１．障がい児福祉計画について**

**（１）障がい児福祉計画とは**

**障がい児福祉計画は、児童福祉法第３３条に基づき作成される計画で、障がい児に対する支援の円滑な実施を確保するために、目標やサービス見込量等を定める計画です。今回の計画が第１期計画となり、策定期間は平成３０年度から平成３２年度までの３ヵ年の計画となっています。**

**（２）障がい児福祉計画の成果目標に関する事項（平成32年度までの目標）**

　**第１期障がい児福祉計画では、第５期障がい福祉計画と同様に、記載すべき事項と**

**して計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）が定められています。**

**①児童発達支援センターを各市町村（又は圏域）に少なくとも１か所設置**

平成32年度末までに各市町村（又は圏域）に「児童発達支援センター」を少なくとも1か所

以上設置することを基本としています。現在、町内及び圏域内に児童発達支援センターはない

ため、関係機関や団体等と連携し、32年度末までに設置を目指します。

**②保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築**

平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村に構築することを目標

としています。現在、町内において、サービスを提供している事業所はありません。障がい児の

支援の場を増やし地域社会への適応能力を高める観点から支援体制整備の検討が必要になると考

えられます。そのため、関係機関や団体と連携し、32年度末までに支援体制の構築を目指します。

**③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少な**

**くとも1か所設置**

平成３２年度末までに「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイ

サービス事業所」を各市町村（又は圏域）に少なくとも1か所以上設置ことを基本としています。

町内では、ひかり園において児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの支援を提供してい

ますが、重症心身障害児を主とした事業所は町内及び圏域にはありません。障がい児の支援に関

しては、社会資源や人的支援が乏しく、課題が多い現状となっています。圏域での設置を目指し

検討します。

**④医療的ケア児支援の協議の場の設置**

　平成30年度までに各市町村（又は圏域）において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の

関係機関が連携を図るための場を設置することを基本としています。南会津町では、要保護児童

対策地域協議会及び南会津地方自立支援協議会子ども部会において、医療的ケア児の支援や課題

について、検討を行っています。

**２．障がい児支援の目標値と推進方策**

**（１）障がい児支援**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **①児童発達支援** | **障がいのある未就学児が、日常生活における基本動作や知識技術を習得し、集団生活に適応できるよう支援を行います。** |
| **②放課後等デイ****サービス** | **障がいのある就学児が学校の授業終了後や長期休暇中に、生活力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。** |
| **③居宅訪問型****児童発達支援** | **重度の障がい等の状況にある障がい児であって、障がい児通所支援をりようするために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援ができるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。** |

≪**実績及び見込量**≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 児童発達支援 | 利用者数 | 19 | 16 |  | 　 17 | 19 | 21 |

〇平成25年に「発達支援センターみなみあいづ（ひかり園）」が開所し、児童発達支援のサービスを

提供しています。開所により障がいを持つ児童に対する支援の幅は広がりましたが、人的資源の不

足や西部地域の支援体制の充実が課題となっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 放課後等デイサービス | 利用者数 | 2 | 10 |  | 　 10 | 11 | 12 |

〇平成28年8月より、「発達支援センターみなみあいづ（ひかり園）」において、放課後等デイの

　提供を開始しました。放課後の支援が中心ということもあり、西部地域からの利用が課題となって

います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用者数 |  |  |  | 　　0 | 　　0 | 　0 |

〇平成30年度からの新規事業になります。平成30年2月現在、近隣事業所においてサービス提供を

開始予定の事業所がなく、見通しが不透明なことから、利用見込みを0名としますが、今後利用が

見込まれれば計画値を変更していきます。

**（２）障がい児相談支援**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス名** | **内　　容** |
| **障がい児相談支援** | **障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。** |

≪**実績及び見込量**≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 第4期計画実績 | 第5期計画見込量 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 障がい児相談支援 | 利用者数 | 4 | 23 |  | 　 5 | 7 | 9 |

〇現在、障がい児相談支援については導入が追い付いていないのが現状となっており、セルフプラン

での対応が増加しています。今後も導入は厳しいことが予想されるため、障がい児相談支援については、障がい児通所サービスの利用見込みより少ない形で見込んでいます。

**第３章　計画の共通項目**

**１．計画の推進に向けて**

**（１）アンケートから見えた意見・課題等**

　　高齢福祉部門（介護保険）では、デイサービス等の在宅サービスが充実しているが、

障がい福祉部門では、手薄なサービスと考えられており、日中一時支援サービスが欲しい

といった意見がありました。今後、検討にあたっては実施主体となる事業所の受け入れ体制

を把握することが必要になります。

　住まいの確保に関しては、南会津管内において、グループホーム等の事業所が増えつつ

あります。しかし、現代の高齢化社会において、障がい者自身の高齢化も進むものと思われ

親亡き後の支援が課題となります。一人で生活するための準備の機会を提供するためにも

グループホームの増設は必要だと考えられます。また、精神障がいに対応したグループホーム

が少なく、「三障がい共に」生活できる住まいづくりを実現するためには、課題が多いとの

意見をいただきました。現状として、精神障がい者に関しては、若松方面や近隣地域の

グループホームへ入所する傾向が強くなっています。現状を踏まえ、精神障がい者のグループ

ホームが開設されない理由や課題を考える必要があるとの意見がありました。

　雇用・就労に関しては、町内にB型事業所が増えつつある他、役場新庁舎内において8月

から障害者カフェの営業が始まり、支援の幅や利用者の選択肢が広がっています。

しかし、B型を利用後に一般就労に結びついた方は少ない状況にあります。今後、障がい者

就労を促進するためには、障がい者雇用に対して町内企業に理解を深める対策が必要といった

意見がありました。また、町内では農業分野が有力な働き口となるため農業生産組合等に

障がい者の受け入れ体制を整備いただき雇用の促進につなげたいといった意見もありました。

　相談支援に関しては、専門的立場で支援する人材（相談支援員）が不足しています。

障がい児の施設を利用する方利用の際の計画が間に合っていない状況となっています。

今後は、人材の育成や発掘が課題となります。また、相談支援に関しては、相談支援事業所が

足りないといった意見や、「どこに相談していいかわからない」といった声が聞かれるため

周知・広報が必要との意見がありました。関連機関と連携し、役割を明確にすることが必要に

なります。

　障がい者の理解・交流に関しては、社会福祉協議会で実施している「にこにこあいあいの

集い」や南会津地方地域自立支援協議会における「ほっこり祭」で障がい者同士の交流を

図っていますが、在宅の障がい者が参加できる機会が少ないといった意見がありました。

そのほかにも、地域との交流の場の提供やPR等が不足しているといった意見がありました。

障がいへの理解を深めるために、障がい者イベント等の情報発信の強化し関係機関が連携し、

協力することが必要になります。

　教育・療育については、支援体制がまだまだ整っていないといった意見が多く寄せられ

ました。現在、町内で障がい児に対する支援を行っている事業所は発達支援センターみなみ

あいづ（ひかり園）のみとなっており、西部地域には、障がい児の施設が整っていないことが

課題となっています。医療・教育・福祉・保健の各分野が連携を図り、個別ケースに対して

協議を行っていますが今後の支援の在り方について検討することが必要になります。

　生涯学習活動については、障がい者だけでなく家族単位で参加できるイベントが欲しい

といった意見やスポーツ・レクリエーションの場を設けてほしいといった意見がありました。

町では文化祭において「障がい者作品展」を実施し、障がい者の作品を文化祭に出展し創作

の機会を提供しています。そのほかにも、社会福祉協議会では「にこにこあいあいの集い」

を実施しレクリエーションの場を提供しています。町広報等に掲載しPRに努めます。

　町内事業所に関しては、障がい者が利用できる事業所を増やすことや、提供サービスの質

の向上、困難ケースに対応するだけのスキルを身に着ける必要があるといった意見が

ありました。現在、個別ケースが多様化しており、対応に時間がかかるケースが増加して

います。ケア会議の充実や相談支援機能の強化が課題となります。

　日常生活に関しては、在宅の訪問支援員支援員が不足しているといった意見がありました。

町内の支援全般において、人的資源が不足しており課題となっています。

**（２）障がい者支援事例**

≪精神障がい≫

**Ａさん：30代男性**

　　父母と三人暮らしをしてきたが、高校入学後より、一方的なコミュニケーションや妄想状態が著明になったことから入院し、医療での治療を継続することになった。

　医療での治療が安定し、退院の方針が出たところで保健師につながり町の支援が開始された。保健師が同行しながら作業所を見学し、退院後から作業所の利用を開始した。作業所利用中も、指示を自己解釈して誤った作業を行うことや思い込みから他の利用者との関係が難しくなる面があったが、作業所の利用時から担当している相談支援事業所が定期的に面接を行い、本人の課題を整理して作業所への通所が継続できた。

作業所利用から3年、本人の精神状態も安定していることから、事業所と町がケース会議を開催しながら就労活動を支援。ハローワークの協力もあり、町内企業（スーパー）に障がい者枠で雇用となった。

　現在は、スーパーで品出しの仕事を中心に担っており、仕事が休みの日には地域活動支援センターに顔を出しながら、安定した生活を続けている。

≪知的障がい≫

**Ｂさん：30代女性**

　　支援学校高等部を卒業後、自宅に戻り父母と生活を開始してきたが、母が亡くなった後は福祉サービスにつながることなく在宅で引きこもり状態となっていたところを、民生委員が把握し町につながった。

　父はケースが女性であるため、母が亡くなってからの数カ月、入浴等を含めたケースの生活支援に困っている状態で、訪問介護の支援を導入。社会から離れていた期間が長く、介入当初はヘルパーに慣れることに時間はかかったものの、少しずつ人との関わりになじんだ頃を見計らい、自宅まで送迎の対応ができる作業所の利用を提案。現在は生活介護を利用しながら、作業所に楽しんで通所されている。

　作業所では、折り紙を折ったり他の利用者と歌ったりする様子も見られ、介入当初の表情の暗さも見られなくなった。また、父は安心して自分の仕事を継続できるようになっている。

**Ｃさん：20代女性**

　中学校までは地元で生活。地元の小中学校では支援学級がなかったために、通常学級の中で支援員を配置してもらうなどの配慮を受けて生活をしてきた。

　母も障害があり、Ｅさんに生活の能力を家庭で教えることが困難であることが続いていたことから、高校は養護学校へ進学。生活も入所施設から通うことになった。

　養護学校高等部では、学級委員や係の仕事を楽しんだり、異性との適切な距離の取り方を学ぶなど、社会の基本ルールを身に付けた。また、卒後の就職を見据えた実習では、地元スーパーを選び、繰り返し職場体験実習を行ったことで地元スーパーも不安なく、本人を受け入れるようになった。養護学校高等部を卒業した現在、本人は職場体験実習を行った地元スーパーの障がい者枠として採用されて、勤務を続けている。

実習にこぎつけるまで、養護学校の先生が根気強く職場を説得していただき、障がい者相談セン

ターが何度も実習先に携わるなどの調整が繰り返されていた。

**Ｄさん：10代女性（当時）**

　当時、養護学校高等部3年。地元小学校時代、途中から特別支援学級に入級。中学校も地元の

特別支援学級で過ごした。

生活施設の空きの関係で、養護学校の高等部は遠方を選択せざるを得なかった。父母は初め、Ｆさんを遠方に送り出すことに強い抵抗を感じていたが、スクールソーシャルワーカーや障がい者相談センター職員らとともに実際の学校を見学したＦさんから「ここは自分が通うべき学校だと思う」との意見が出されたことをきっかけに、進学先を決定した。

卒後は地元に帰ってきて欲しいという父母の意見を、入学当初から関係機関も本人も大切に考えて進路を検討した結果、現在は、地元施設（老人ホーム）での障がい者枠の就労か、農業への従事を視野に入れて職場体験を実施中。

Ｆさんは、地元では目立たず引っ込み思案な性格であったが、養護学校高等部で部活の部長や学

級委員長も務めるなどして、現在は学校生活を楽しんでいる。

≪身体障がい≫

**Ｅさん：50代男性**

　　関東方面で就労中に倒れ、進行性の麻痺がある状態と判明。高齢の父がいる実家に戻り、生活を開始した。戻った当初はパソコンを利用してコミュニケーションを図ったり、比較的自由になる上肢を使って排泄等の日常生活ができる様子は見られていたが、相談支援事業所が介入し、掃除などの面で訪問介護を導入。

　年齢も若かく、他者の支援を受け入れ難い様子は見られていたが、次第に継続して話し相手となってくれるヘルパーや保健師の訪問を心待ちにする様子が見られるようになった。

　現在は麻痺が進行してほぼ寝たきりの状態になっているが、信頼関係が構築できたヘルパーの支援を受け入れ、身辺介護に応じる様子がある。また、月に数回、施設へのショートステイの利用も併用し、在宅生活が維持できている。